

県央地域の各市町村における「高齢者救急」の取組状況等

	厚木市	愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
取組状況	<p>①救急医療情報セット 希望者(高齢者)に医療情報シートや保管している旨を示すステッカーをセットにした「救急医療情報セット」を配布し、救急要請時の迅速な救急活動に役立っている。 【所管】介護福祉課</p> <p>②救急安心カード 希望者に氏名、生年月日、血液型、持病、かかりつけの病院などを書いておくカードを配布し、携帯していただくことで、救急要請時の迅速な救急活動に役立っている。 【所管】消防救急救命課</p> <p>③アドバンス・ケア・プランニング(ACP) 今年度、多職種を対象としてACPの理解をテーマに研修を実施した。 【所管】地域包括ケア推進担当</p>	<p>リストによる一人暮らし高齢者の把握と医療情報を記載した救急医療情報セットの活用により、緊急時の迅速な情報連携に努めている。</p>	<p>地域包括支援センターの職員が、75歳以上の高齢者(認定を受けていない、村の介護予防事業等に参加していない方)宅を訪問し、「救急医療情報シート」の配布・設置や、緊急時の連絡先等を確認している。</p>	<p>地域包括支援センターやケアマネージャーとの情報共有を図っている。</p> <p>医療情報や緊急連絡先の情報がすぐに確認できるよう備え付けておく「えびな安心キット」の配布と携帯でき、「救急安心カード」を配布している。</p>	<p>①救急医療情報キット 高齢者の安全・安心を確保するために「かかりつけ医」「薬剤情報提供書の写し」「持病」などの医療情報をケースに入れて自宅に保管しておくことで万一の救急時に備える。</p> <p>②介護保険指定事業所から救急隊への情報提供 消防署の救急隊と協力し、市内で通所・宿泊を行っている介護保険指定事業所(県及び市指定)の利用者に急変が生じた際の対応マニュアル作成の手引として、「緊急時対応マニュアルの考え方・作り方」を作成。また、救急隊への情報提供をスムーズなものとするため、情報提供シートは統一した書式とし、各事業所で使用していくよう要請している。</p> <p>③座間市あんしんノート 65歳以上の市民を対象に作成し希望者に無料で配布。自宅で療養をしている方々が医療や介護のサービスを受けた記録をし、また関係各機関同士が伝達事項や質問事項を書き込むことで情報共有が図れるようになっている。ノートと一緒に医療保険・介護保険・薬剤等の資料を保管できるようファスナー式のクリアポーチも配布している。</p> <p>④緊急通報システム 市内在住の高齢者がボタンを押すだけでセコム(株)へ緊急通報・健康相談することができる専用の発信機の貸与及び人感センサーの取り付け事業。対象者は別途規定。市民税の課税状況によって月額使用料を定めている。</p>	<p>高齢者が自宅で万が一のことがあった際に、より円滑に救急医療活動を行えるようにするためのツールとして「救急医療情報キット」を配布し、その普及啓発を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「救急医療情報キット」を65歳以上のひとり暮らし高齢者へ配布し、医療情報や緊急連絡先等の情報を記入して冷蔵庫へ保管してもらうことで、緊急時の情報把握に活用。 ・「緊急通報機器」の設置助成を実施。緊急時の安否確認や救急要請に活用。 ・休日・夜間受診の適正受診についてのチラシ配布(健康講座、乳幼児健診等) ・あやせ24時間健康相談の周知

	厚木市	愛川町	清川村	海老名市	座間市	大和市	綾瀬市
課題	<p>①救急医療情報セット 記入シートについては、身体状況や服薬などの情報に変更が生じた場合、更新をする必要がある。更新の呼びかけを行っているが、最新の情報に更新されていないケースも想定される。</p> <p>②救急安心カード 携帯を希望する市民を配布対象にしている中で、市民に周知が行き届いていないのが現状であり、市民に対する広報及び関係機関を活用し周知や配布が課題と思われる。</p> <p>③アドバンス・ケア・プランニング (ACP) ACP を推進する前提条件として、市民を始め関係者における ACP に対する正しい理解が不可欠である。したがって、いかにして理解を深め広げていくのかということが課題と認識している。</p>	<p>消防署へリストを渡しているため、救急要請時の患者情報はすぐに把握できているが、登録がない方や希望しない方、家族関係が複雑な方の救急要請があった場合、情報の把握が困難であり、対応に苦慮している。</p>	<p>平成 28 年度から訪問事業を開始したが、高齢者が多く、対象者全てに訪問しきれていない。 高齢者は近所の目を気にして救急要請をせず、対応が遅れる場合がある。(役場に電話してくることが多々ある)</p>	<p>「えびな安心キット」の記載内容の医療機関情報や、親族など緊急連絡先情報の更新がされていないことがあるため、適時行われること、また必要な方に備えていただくことが課題である。</p>	<p>①救急医療情報キット 医療情報内容の更新が必要であるが、適切になされていないことが多い。</p> <p>②介護保険指定事業所から救急隊への情報提供 ・使用は特別養護老人ホームと一部の有料老人ホームとなっており、全ての介護保険事業所で活用されているわけではない。 ・利用している事業所内で情報提供書の周知が図られておらず、職員によっては情報提供書の存在を知らない者もいるため、提供書を作成していても活用されないことがある。 ・救急隊に情報提供後、病院に情報提供書を提出するルールとなっていないため、病院側に十分な情報提供できていないことがある。</p> <p>③座間市あんしんノート 市ホームページや高齢者福祉のしおり等で周知しているが、普及が図られていない(年間 10 件程度)。</p> <p>④緊急通報システム ・認知症がある市民の場合、システムの使用方法の理解が難しく、誤通報が起こる。 ・業者に自宅の鍵を預けるため、市民から鍵の管理やセキュリティを心配する声がある。 ・対象者の選定が難しい。</p>	<p>救急医療情報キットは希望者に対し配布しているため、高齢者に十分に行きわたっていない可能性がある。また、キット内の医療情報の定期的な更新がなされていない場合もある。</p>	<p>・「救急医療情報キット」の情報が更新されていなかったり、未記入のことがあり、緊急時に活用できないことがある。</p>